

C-1 2020年新規開業特例（算定式と証拠書類等の特例）

2020年1月から3月の間に開業した場合であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の開業月から3月までの月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月（2020新規開業対象月）が存在する場合、以下の①から④の資料を提出することで、本特例を用いることができます。

（④の提出が難しい場合は④' を代替書類として提出して下さい。）

※2019年1月から同年12月の間に開業した場合であって、2019年の事業収入が存在しない（0円）事業者の場合にも本特例を適用できるものとします。

（P.47）

■給付額の算定式

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

$$151120 \div 6 \times 6$$

$$= 453360$$

S：給付額（上限100万円）

A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M：開業月から2020年3月までの開業月数（開業した月は、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。）

B：2020新規開業対象月の月間事業収入

■証拠書類等

① 持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）（P.44）

② 通帳の写し

③ 本人確認書類（P.21）

④ 個人事業の開業・廃業等届出書

※開業日が2020年1月1日から3月31日まで

※提出日が2020年5月1日以前

※税務署受付印が押印されていること

又は、事業開始等申告書

※事業開始日が2020年1月1日から3月31日まで

※提出日が2020年5月1日以前

※受付印等が押印されていること

④' 開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある書類

※④' を用いる場合は、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

※持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）において対象月の月間事業収入が記載されるため、2020新規開業対象月の売上台帳は不要です。

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

C-1 2020年新規開業特例（算定例）

■算定例1：2020年2月に開業 2020年6月を2020新規開業対象月とした場合

2020年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	万円			60	40	30	30	20					

開業 ↓
 平均50万円 (1月~3月)
 ▲50%以上 (6月)

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

A (1月から3月までの事業収入)

$$= 60 + 40 = 100 \text{万円}$$

M (開業月から3月までの月数)

$$= 2 \text{ヶ月}$$

B (2020新規開業対象月の月間事業収入)

$$= 20 \text{万円}$$

よって

$$S = 100 \div 2 \times 6 - 20 \times 6$$

$$= 180 > 100 \text{万円 (上限額)}$$

給付額100万円

■算定例2：2020年1月に開業 2020年6月を2020新規開業対象月とした場合

2020年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	万円		20	60	40	30	30	20					

開業 ↓
 平均40万円 (1月~3月)
 ▲50%以上 (6月)

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

A (1月から3月までの事業収入)

$$= 20 + 60 + 40 = 120 \text{万円}$$

M (開業月から3月までの月数)

$$= 3 \text{ヶ月}$$

B (2020新規開業対象月の月間事業収入)

$$= 20 \text{万円}$$

よって

$$S = 120 \div 3 \times 6 - 20 \times 6$$

$$= 120 > 100 \text{万円 (上限額)}$$

給付額100万円